

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 役員等の費用弁償に関する規則

平成 28 年 12 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任委員会委員及び苦情・相談第三者委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の額)

第 2 条 役員等が法人業務に係る会議に出席し、又は職務を行うときは、その都度現金で別表 1 のとおり費用を支給する。

2 役員等が法人業務に係る旅行をするときは、その都度現金で別表 2 のとおり費用を支給する。

3 前項の場合において、旅費の計算については、旅費規則を準用する。

(適用除外)

第 3 条 職員(職員就業規則第 2 条に規定する職員をいう。)が兼務する役員等に対しては、この規則は適用しない。

2 理事長及び常務理事に対しては、第 2 条第 1 項の規定は適用しない。

(改廃)

第 4 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 評議員選任委員会委員に係る規定は、法人定款変更（平成 29 年 4 月 1 日施行）について室蘭市の認可があった日から施行する。

(廃止規程)

3 役員及び評議員並びに苦情・相談第三者委員の費用弁償に関する規程（平成 7 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 1 項関係 会議等出席)

区 分	日当	交通費
役員等	3,000 円	1,000 円

別表 2 (第 2 条第 2 項関係 宿泊料等)

区 分	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方	
役員等	37 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円

備考：甲地方とは、東京都及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（札幌市を除く。）をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。